

東京都福祉サービス第三者評価の概要

《福祉サービスの第三者評価とは？》

利用者でも事業者でもない第三者（評価機関）が福祉サービス提供事業者と契約を締結し、サービスの内容、事業者の経営や組織マネジメントの力等を評価し、その結果を公表する制度です。

《第三者評価の目的》

第三者の目から見た評価結果を幅広く公表することにより、利用者に対する情報提供を行うとともに、サービスの質の向上に向けた事業者の取り組みを促します。



利用者本位の福祉の実現



《第三者評価の仕組み》

- 東京都福祉サービス評価推進機構（公益財団法人東京都福祉保健財団内に設置）が認証した評価機関と福祉サービス提供事業者の契約に基づき、評価を実施
- 評価機関が専門的・客観的な立場から評価した結果を「とうきょう福祉ナビゲーション」で公表

第三者評価の仕組み



《第三者評価結果から分かること》



事業者の理念・方針

・事業所が目指している事、大切にしている事など、事業者の考え方がそのまま掲載されています！



全体の評価講評

・事業所の取り組みの中で、「特に良いと思う点」、「さらなる改善が望まれる点」が記載されています！



事業者が特に力を入れている取り組み

・事業者がアピールしたい取り組みのうち、創意工夫や、独自性、先進性などの観点から選定された取り組みが紹介され、事業者の特徴や個性がわかります！



利用者調査結果

・提供されているサービスに対して、実際の利用者がどのように感じているのかがわかります！

ご不明な点は・・・

〔[東京都福祉サービス評価推進機構](http://www.tokyo-welfare.jp)（公財）東京都福祉保健財団 03-3344-8515〕へお問い合わせください。